

## 土地改良区会計検査指導基準について

	平成23年4月1日22農振第2411号
一部改正	平成28年8月26日28農振第1130号
最終改正	平成31年2月14日30農振第2940号

(農林水産省) 農村振興局長から  
各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事 } あて

### 別紙

#### 土地改良区会計指導基準

##### 第1 総則

###### 1 目的及び適用範囲

土地改良区の会計経理については、土地改良区会計基準の制定について（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）別添の土地改良区会計基準（以下「会計基準」という。）及び土地改良区の会計細則例の制定について（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）別添の会計細則例（以下「複式簿記会計細則例」という。）によるほか、この基準の定めるところにより処理するものとする。

###### 2 単式簿記方式による会計処理についての会計基準等の特例

- (1) 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第25条の2に規定する土地改良区等が単式簿記方式により会計処理を行う場合には、会計基準第1の5の規定は、適用しない。
- (2) 単式簿記方式により会計処理を行う土地改良区については、複式簿記会計細則例は、適用しない。

##### 第2 単式簿記方式における会計細則等

###### 1 会計細則

単式簿記方式により会計処理を行う土地改良区は、総則、予算事務、収入支出事務、帳簿組織、決算事務、帳簿記帳上の注意事項、固定資産会計事務、物品会計事務に関する事項並びに財務状況の公表について、別添の会計細則例（単式簿記方式）に準拠して、会計細則において定めるものとする。

###### 2 会計帳簿の科目

単式簿記方式における会計帳簿の科目は、別添の会計細則例（単式簿記方式）

の（別添1）に準拠して、その性質を示す適当な名称で表示するものとする。

### 第3 単式簿記方式における会計帳簿

#### 1 主要簿

単式簿記方式により会計処理を行う土地改良区は、次の主要簿を備え、全ての取引を記帳しなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 収入整理簿
- (3) 支出整理簿

#### 2 補助簿

単式簿記方式により会計処理を行う土地改良区は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- (1) 賦課金台帳
- (2) 賦課金徴収原簿
- (3) 夫役現品台帳
- (4) 夫役現品徴収原簿
- (5) 補助金（交付金及び助成金）台帳
- (6) 受託金台帳
- (7) その他未収金台帳
- (8) 未払金台帳
- (9) 小口現金出納帳
- (10) 工事総括簿
- (11) 請負工事簿
- (12) 直営工事簿
- (13) 事業用地買収補償簿
- (14) 工事用資材受払簿
- (15) 労務者出役簿
- (16) 土地改良施設台帳
- (17) 固定資産台帳
- (18) 区債及び借入金台帳
- (19) その他資産負債台帳
- (20) 備品台帳
- (21) 消耗品受払簿
- (22) 積立金台帳
- (23) 退職給与金要支給額台帳

#### 3 会計帳簿

単式簿記方式における会計帳簿は、別添の会計細則例（単式簿記方式）の（別添2）に準拠して、作成するものとする。

#### 第4 単式簿記方式における収支予算書

単式簿記方式における収支予算書は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- 1 収支予算書の科目は、別添の会計細則例(単式簿記方式)の(別添1)に準拠して、その性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- 2 収支予算書は、別添の会計細則例(単式簿記方式)の(別添2)に準拠して作成するものとする。

#### 第5 単式簿記方式における収支決算書

単式簿記方式における収支決算書は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- 1 収支決算書の科目は、別添の会計細則例(単式簿記方式)別添1に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- 2 収支決算書は、別添の会計細則例(単式簿記方式)別添2に準拠して作成するものとする。

#### 第6 単式簿記方式における財産目録

単式簿記方式における財産目録は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- 1 財産目録の科目は、別添の会計細則例(単式簿記方式)の(別添1)に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- 2 財産目録は、別添の会計細則例(単式簿記方式)の(別添2)に準拠して作成するものとする。

#### 第7 書類の保存

土地改良区は、会計帳簿(主要簿及び補助簿)及び会計基準第1の1で定める財務諸表等とその最終記入日又はその最終作成日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

#### 附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。